

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高め、「存在を期待される企業」となるため、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。また、全社を統括するコンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサーを設置し、法令・定款・諸規程を遵守する体制とし、取締役会および監査役会が業務執行の監督・監査を行い、サステナビリティの向上に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	10,322,000	69.65
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	1,335,000	9.01
ユタカ技研従業員持株会	355,600	2.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	282,000	1.90
明治安田生命保険相互会社	200,000	1.35
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT(PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	147,000	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	126,200	0.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	120,000	0.81
東海東京証券株式会社	78,500	0.53
飯塚正也	50,400	0.34

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	本田技研工業株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 7267
--------	----------------------------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社は、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反することがないよう、親会社との取引においては、社外役員を含めた経営会議及び取締役会において多面的に議論し、親会社のみならず株主全般の利益の確保に努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

当社は、親会社とは資本関係や取引面において緊密な関係にありますが、事業活動や経営判断において、自主経営を基本とした展開を継続して行っております。

また、2016年3月末現在、国内の子会社2社、海外9ヶ国の子会社14社が、当社のグループコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づきながら、各国の法令・事業環境や各社の業態に合わせて、コーポレートガバナンスの充実にそれぞれ努めております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中田紀夫	その他										
鈴木修一郎	税理士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中田紀夫	○	独立役員に指定しております。	警察署長や企業防衛対策協議会事務局長として培われた知識・経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレートガバナンスをさらに充実したものにするためです。また当社との間に、人的・資本的・取引関係その他特別の利害関係はありません。なお、一般株主との利益相反のおそれがなく独立性が高いと判断しております。
鈴木修一郎	○	独立役員に指定しております。	税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に対し、適格な助言をいただけるとともに必要な監督機能を期待するものです。また当社との間に、人的・資本的・取引関係その他特別の利害関係はありません。なお、一般株主との利益相反のおそれがなく独立性が高いと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

2015年度において、監査役と会計監査人との間で会合を8回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。

監査役は、内部監査部門である業務監査室との間で、監査方針や監査スケジュールについて緊密に連絡調整を行っております。2015年度において、監査役と業務監査室が単独ないしは連携して、当社全部門及び国内外の子会社9社に対し、業務監査を実施しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋重雄	他の会社の出身者			△										
三井義廣	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋重雄		——	財務及び会計に関する経験を活かし、専門的かつ高度な見地から監査いただきたいためです。また当社との間に、人的・資本的・取引関係その他特別な利害関係はありません。
三井義廣	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。また、一般株主との利益相反のおそれなく独立性が高いと判断しております。なお、一般株主との利益相反のおそれなく独立性が高いと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

[更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬として、当該年度の利益、従来の役員賞与、その他諸般の事情を勘案し役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を次のように定めております。

基本報酬……各役員の職位等に応じて支給する

役員賞与……業績連動報酬として、当該年度の利益、従来の役員賞与、その他諸般の事情を勘案して支給する

取締役及び監査役の基本報酬及び役員賞与につきましては、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で、取締役は取締役会の決議により定められた額を、監査役は監査役の協議によって決定し、支給をしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対し、取締役会についての事前情報提供を行っております。

また、社外取締役には経営企画室のスタッフがサポートを実施し、社外監査役には業務監査室のスタッフがサポートを実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 〈取締役会〉

取締役会は、取締役13名(うち社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行その他法定の事項について決定・報告を行うほか、業務執行の監視・監督を行っております。

2015年度においては取締役会を8回開催しました。

### 〈監査役会〉

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・業務分担に従い、取締役会及び経営会議への出席や業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

2015年度においては監査役会を13回開催しました。

### 〈役員候補者の決定〉

取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

### 〈組織運営〉

業務執行においては、地域・機能別に本部長等を配置し、情報の共有や連携を図ることにより迅速な経営判断を行い、効率の良い職務の執行を行っております。

〈執行役員〉

事業環境の変化やグローバル展開に迅速かつ柔軟に対応するため、意思決定のスピードアップ及び業務執行の効率アップを目的として執行役員制を導入しております。

〈経営会議〉

取締役会から選定された取締役によって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要な事項について審議しております。

2015年度においては、経営会議開催により、158案件の審議を実施しました。

〈会計監査〉

当社は、当事業年度において、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。なお、会計監査の適正性を担保するため、監査役会及び取締役会は会計監査の報告を受けるほか、会計監査人の選任等に関する監督を行っております。有限責任 あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士2名(足立純一、紙本竜吾)とその補助者18名(公認会計士5名、その他13名)が監査業務に従事しました。

2015年度における監査法人に対する監査報酬は47百万円되었습니다。

〈責任限定契約の内容の概要〉

当社と社外取締役及び非常勤の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的に株主、お客様、社会からの信頼を得ることが、コーポレートガバナンスの基本と考えております。

そのためには、各部門が主体的にコンプライアンス、リスクマネジメントの徹底を図り、それを経営管理機構がチェックをするという仕組みが大切であり、当社としては、全社を統括するコンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサーを設置し、監査役制度の下、会社の業務に精通した取締役による取締役会と社外監査役を半数以上とする監査役会により、業務執行に対する監督・監視を行う体制が最適と考えております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しております。

#### **2. IRに関する活動状況**

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催し、社長による説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.yutakagiken.co.jp">http://www.yutakagiken.co.jp</a> )において、各種の企業情報を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部門にスタッフをおいております。	
その他	株主を対象に、定期的に「株主通信」を発行し、当社事業内容、製品、財務状況等に係る情報を提供しております。	

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く一人ひとりが共有する行動指針として、「わたしたちの行動指針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、安全運転活動、社会貢献活動などの取組みを定期的に実施しており、企業活動全体を通して社会から信頼を得られるよう努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下の基本方針に従い、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社役員及び従業員がとるべき行動の規範を定め、周知徹底を図る。

コンプライアンスに関する事項を統括する役員を設置し、運用体制を整備する。

コンプライアンスに係る内部通報体制を整備する。

(運用状況の概要)

当社役員及び従業員が共有する具体的な行動の指針として「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底をしています。

コンプライアンスに関する取組みを推進する担当取締役として、コンプライアンスオフィサーを任命するとともに、「CG委員会」や「企業倫理改善提案窓口」等を設置して、コンプライアンス体制の整備を行っています。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の遂行に係る情報については、管理方針を定め、適切に保存管理を行う。

(運用状況の概要)

当社における情報管理は、「文書管理規程」「機密管理規程」により定められており、取締役の職務執行に係る情報の管理も規定されています。

取締役会や経営会議の議事録は開催毎に作成され、上記規程に従い担当部門により永年保存されています。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各会議体の審議基準を定め、経営の重要事項に関してはリスクを評価・検討した上で決定する。

リスク管理に関する事項を統括する役員を設置するとともに、リスク管理に関する規程を定め、体制を整備する。

(運用状況の概要)

経営上の重要事項は、取締役会、経営会議などで各審議基準に従って審議され、リスクを評価・検討した上で決定しています。

リスクに関する取組みを推進する担当取締役として、リスクマネジメントオフィサーを任命するとともに、各部門の代表者等を構成員とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備を行っています。

「Yutakaグローバルリスクマネジメント規程」を制定し、当社におけるリスク管理の基本方針、リスク情報の収集及び危機発生時の関連組織及び各自のとるべき行動基準・体制の整備を行い、被害の最小化を図っています。

重要なリスクについては、リスクマネジメントオフィサーにより、対応状況を監視、監督しています。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

経営会議を設置し、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項についての審議を行い、迅速かつ適切な経営判断を行う。

意思決定のスピードアップと業務執行の効率アップを目的とし執行役員制度を導入するとともに、地域・機能別の各本部や主要な組織に本部長等を配置する。

(運用状況の概要)

経営の重要事項を決定する機関として、取締役会のほか、経営会議などが設置されており、各審議基準により役員に授権される権限の範囲と意思決定のプロセスを明確にしています。

経営企画会議にて全社中期方針及び年度毎の事業計画を決定し、各本部長をはじめとする執行責任者を通じて全社で共有しています。

取締役会は、四半期毎に業務執行の報告を受け、その状況を監視、監督しています。

#### 5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役員及び従業員のとるべき行動規範及びコーポレートガバナンスやリスク管理に関する基本方針を子会社と共有するとともに、運営体制を整備し、当社グループとしてのガバナンスの充実に努める。

子会社における経営の重要事項などを当社に報告する体制を整備する。

当社グループとしてコンプライアンスに係る内部通報体制を整備する。

当社グループとしての内部監査体制の充実を図る。

(運用状況の概要)

当社グループは、「わたしたちの行動指針」やコーポレートガバナンス及びリスク管理に関する基本方針の共有を図るとともに、地域や子会社毎にCG・リスク管理委員会を設置し、各国の法令・事業環境や各社の業態に合わせた推進を図り、ガバナンスの充実に努めています。また、グループ全体で定期的な自己検証を行うとともに、内部監査部門である業務監査室による監査を実施し、グループにおける内部監査体制の充実に努めています。

国内外の子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要事項に関して、当社への報告を求めるとともに、事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正を確認しています。

当社の企業倫理改善提案窓口が、子会社からの内部通報を受け付けるとともに、子会社は自社の内部通報窓口を設置しています。

社長直轄の業務監査室が、当社各部門の内部監査を行うほか、必要に応じて子会社の直接監査を実施しています。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要求により業務監査室のスタッフがサポートを実施する。

(運用状況の概要)

業務監査室のスタッフは、監査役との緊密な連携・意思疎通ができる体制により、相互補完した監査業務を実施しています。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告を適時・的確に実施し、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

また、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。

(運用状況の概要)

「監査役への報告基準」を整備し、この基準に基づき関係する取締役や組織が、当社や子会社等の営業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用の状況等について、監査役への報告をするほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求

められた場合には速やかに報告を行っています。

監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いはしていません。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

監査役の職務執行に必要な費用は、当社規則に則って会社が負担する。

(運用状況の概要)

監査役会は、社外監査役を含めた各監査役が監査役会の定めた監査の方針・業務分担に従い、経営会議及び取締役会へ出席して必要に応じて質疑を行い意見を述べるほか、業務執行状況の調査を通じて取締役の職務遂行の適正性について監査を行っています。

また、監査役と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や国内外の子会社の業務監査を実施しています。

監査役の職務執行に関する費用は、事業年度毎に監査役からの提案に基づいて必要な予算を確保し、社内規定により処理をしています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととし、対応統括部門を定め、警察・企業防衛対策協議会・弁護士等の外部機関と連携して対応することとしております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、以下の会社情報を公表すべき重要な情報と位置づけ、株主、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に株主、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、株主、投資者への会社情報の適時適切な開示に努めております。

##### <重要情報>

(1) 金融商品取引法ならびに上場証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報

(2) その他投資判断に重要な影響を与える会社情報

#### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

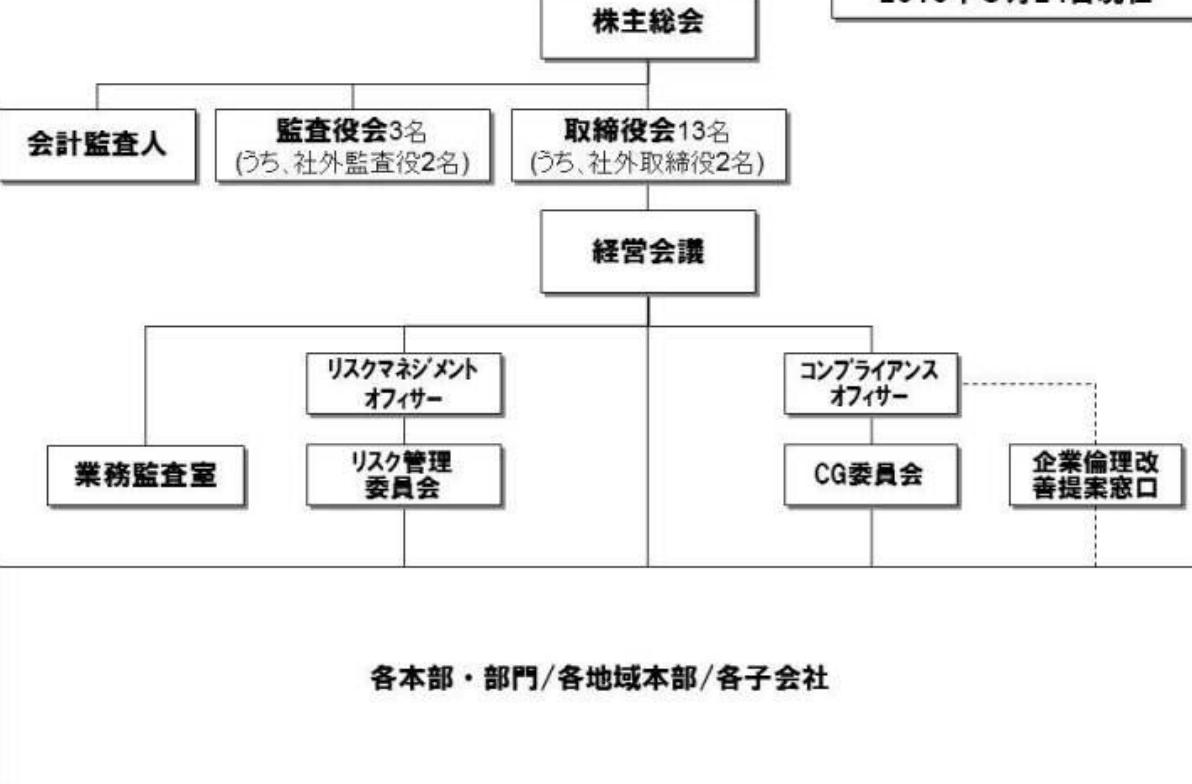
当社は、ディスクロージャー委員会を設置し、情報取扱責任者のもと総務/経理/法務/経営企画部門の責任者が委員となり、適時開示に該当すると想定される会社情報を当該情報に関する業務を主に担当する部門または子会社より収集し、重要な情報の正確性・的確性・準拠・順法性の調査・確認・精査を行い、そのディスクロージャー統制手続きの有効性の再評価を行っております。

また、対外的な開示に関するスケジュール管理を行い、全社対外統制をすることにより、適時性を担保しております。

公表すべき重要な情報か否かの判断および開示方法の決定については、ディスクロージャー委員会において確認・精査・評価後、決定機関に具申し、代表取締役の承認を得て上記基本方針に従って行っています。

## コーポレートガバナンス体制

2016年6月24日現在



## 適時開示体制の概要(模式図)

